

5月の休館日

3日(祝・木) 4日(祝・金) 5日(祝・土) 7日(月)
14日(月) 20日(日) 21日(月) 28日(月)

浪江in 福島ライブラリー きぼう (仮設浪江図書館)

TEL・FAX 024 (573) 4295

E namielib@gmail.com

〒960-0241 福島市笹谷字片目清水30-8

◆貸出冊数 1人5冊まで ◆利用時間 9時~17時
※お気軽にご利用ください。

みんなの図書館



読んでみませんか



「銀河鉄道の父」

門井慶喜/著 講談社2017
(第158回直木賞受賞作品)

明治29年岩手県花巻で生まれ、昭和8年に亡くなるまでに多数の詩や童話を創作した宮沢賢治。

国民的作家となるまでの紆余曲折に満ちた生涯を父・政次郎の目線から描いている作品で、父親の深い愛情が感じられる作品となっています。



「なんとめでたいご臨終」

小笠原文雄/著 小学館2017

著者の小笠原医師が、在宅で最後を迎えた数多くの事例を紹介する実践集です。

「自然の摂理の中で希望死・満足死・納得死ができれば旅立つ人も見送る人も悲しみながらも笑顔でお別れができます」の一節が心に残りました。小笠原先生のような方が地域に多くなる事を願います。



「隣国への足跡」

ソウル在住35年日本人記者が追った日韓歴史事件簿

黒田勝弘/著 角川書店2017

韓流ドラマが流行し、韓国料理を食べに韓国へ…そんな時代なのに“近くて遠い国”と言われる韓国。米朝会談も気になりますが、日韓関係現代史を在韓35年の著者が優しく語ります。知らなかった韓国を教えてくれる1冊です。

読者の方から「内容が分かりにくい」という声を頂きましたので、今回から対話形式で「浪江町タブレットキャラクター うけどん」と一緒に、より分かりやすく説明していきます。引き続き、ご愛読いただければと思います。

遺留分 ①

大橋 今回は、「遺留分」について説明します。うけどん、よろしくお願ひします。

うけどん はい。よろしくお願ひします。

大橋 それでは始めますね。まず、「遺留分」というのは、一定の相続人に必ず認められている相続分のことをいいます。

うけどん ??? それってどういうこと? 大橋先生、分かんないよ。

大橋 これまで遺言の話をしてきたよね。例えば、医療法人などに遺産の全てを与え、子供には全く遺産を与えない内容の遺言がされたとするよ。それでも、子供は「遺留分」を行使することによって、遺言の一部を効力の無いものとして、遺産の一部を取り戻すことができるんだ。この相続人の生活を保障するため最低限認められた取り分のことを「遺留分」と捉えて

もらえればいいかな。

うけどん そうなんだ、分かったよ。大橋先生、もっと詳しく教えてほしいな。

大橋 それでは「遺留分」が認められている相続人の範囲を説明しよう。「遺留分」が認められているのは、親などの直系尊属、子などの直系卑属と配偶者、兄弟姉妹は「遺留分」が認められていないんだ。だから子や配偶者などは、遺言で相続する財産をゼロとされたとしても、遺産の一部をもらうことができる。だけど、兄弟姉妹は全くもらうことができないんだ。次に、どれだけの割合が「遺留分」として認められているかだけど、直系尊属だけが相続人となる場合は遺産の3分の1、それ以外の場合(配偶者と直系卑属が相続人の場合など)は、遺産の2分の1が「遺留分」となる。そして、相続人が複数いる場合は、「遺留分」を法定相続分で分けるように決められているんだよ。分かるかな。

うけどん ふむふむ…。「遺留分」の相続人の範囲と割合は、何となく分かったよ。

大橋 次回は具体例を示して「遺留分」の割合を説明しよう。

うけどん はい。

いつか役に立つ

法律知識

No.17



弁護士 大橋 征平
総務課 主幹
(所属：福島県弁護士会)